

第 8 回 新技術等効果評価委員会 議事録

第 8 回 新技術等効果評価委員会 議事次第

日 時：令和 5 年 12 月 8 日（金） 10：00～12：20

場 所：WEB 会議による開催

（中央合同庁舎第 8 号館 5 階共用 C 会議室を含む。）

議 事

- ・委員長の互選
- ・新技術等実証計画の認定申請書について（1 件）
- ・新技術等実証終了後のフォローアップ（1 件）
- ・その他（事務連絡等）

出席者

【委員】

安念委員長、石井委員、大橋委員、尾形委員、小黒委員（案件 1 のみ）、落合委員、鬼頭委員、佐古委員、杉山委員、中室委員、林委員、板東委員、程委員、増島委員

【事務局等】

内閣官房 新しい資本主義実現本部事務局 坂本次長、岡田企画官

内閣府 大臣官房企画調整課 小川課長

案件 1.

Carstay 株式会社 宮下氏、古閑氏

国土交通省 物流・自動車局旅客課 森課長、中山専門官

国土交通省 総合政策局政策課 嶋川政策企画官

案件 2.

株式会社 New Innovations 山田氏、官澤氏

経済産業省 経済産業政策局新規事業創造推進室 富原室長、畠係長

経済産業省 製造産業局産業機械課 國府田課長補佐

厚生労働省 健康・生活衛生局 鳥井審議官

○岡田企画官 それでは、時間になりましたので始めさせていただきますと思います。

本日は御多忙の中、御参集いただき、誠にありがとうございます。

ただいまから、第8回「新技術等効果評価委員会」を開催いたします。

進行につきましては、今期の委員長が選出されるまで、便宜上、私、内閣官房新しい資本主義実現本部事務局の岡田が司会を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

初めに、今回15名全ての委員が前期に引き続いて再任されておりますことを御報告いたします。委員の御紹介については、お手元に配付しております委員名簿に代えさせていただきますのでご了承ください。

それでは、議事に入ります。

今期の委員長を選出していただく必要がございます。新技術等効果評価委員会令第5条第1項の規定により、当委員会の委員長の選出は委員の互選によることとされております。つきましては、委員長の互選について御意見がありましたらお願いいたします。

○落合委員 落合です。委員長については、前期と同様に規制改革全般にわたる御知見と御経験があり、サンドボックスにも大変通暁されている安念先生をお願いしてはいかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○岡田企画官 ありがとうございます。

ただいま落合委員から、委員長に安念委員を推薦する旨の御意見がございまして、皆様から異議なしというお言葉をいただきましたので、委員の互選によりまして委員長には安念委員に御就任いただくことに決定いたしました。

それでは、議事進行を新委員長と交代いたします。御協力ありがとうございました。

安念委員長は、委員長席まで御移動をお願いいたします。

(安念委員長、委員長席へ移動)

○安念委員長 おはようございます。委員長を仰せつかりました安念でございます。

私自身はタイムキーピングをやっているだけです。皆様の活発な御発言にずっと助けられてまいりました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

本日は、まず前回委員会の議事録についてお諮りした後に、認定申請書の提出がありました1件について審議を行い、その後、実証終了後のフォローアップを行います。

その前に、事務局より定足数の確認をお願いいたします。

○岡田企画官 本日は、情報通信機器を活用しながら、現在12名の委員に御出席いただいておりますので、会議を開き、議決することができます。現在御出席いただいている委員を読み上げます。安念委員、石井委員、尾形委員、小黑委員、落合委員、鬼頭委員、佐古委員、杉山委員、中室委員、板東委員、程委員、増島委員。なお、委員の皆様から事前に申出はございませんでしたが、現在御出席の委員には、申請について特別の利害関係を有するなど、委員会令第7条第4項に規定する「自己の利害に関係する」委員はいらっしゃ

らないということでしょうか。

(首肯する委員あり)

次に、今回オンラインと対面のハイブリッド形式での開催に当たっての注意事項につきまして、あらかじめ御案内したとおりでございますが、御発言の際には委員長より指名をしますので挙手をお願いいたします。オンラインで御参加いただいている委員及び関係者の皆様におかれましては、手を挙げていただく、またはチャットで御申告いただければ、委員長より指名するか、あるいは事務局による代読をさせていただきます。

また、御発言の際にはマイクミュートを解除して、お名前をおっしゃっていただいた上で御発言をお願いいたします。

接続の不調時には、事務局の担当者へお電話、またはチャット等で御連絡いただきますようお願いいたします。

(林委員入室)

○安念委員長 ありがとうございます。

それでは、まず議事録についてお諮りいたします。委員の皆様既に事前送付しております第7回新技術等効果評価委員会の議事録を後日公表したいと考えておりますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○安念委員長 御異議なしと認めます。ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

まず、キャンピングカー相乗りマッチングサービスに関する実証について、申請者であるCarstay株式会社様から5分程度で御説明をいただきます。

○宮下氏 皆様、Carstay株式会社の代表取締役の宮下と申します。今回は貴重な機会をいただきまして誠にありがとうございます。よろしくお願いいたします。

弊社、Carstayという会社はキャンピングカーを商材としたベンチャー企業、スタートアップ企業でございます。

最初に簡単に今やっている事業の概要からさせていただきますと、キャンピングカーの共同使用、ないしはレンタルの仲介という形でキャンピングカーを所有していない人が使用していないときに使用することができるようなプラットフォームというのをオンライン上で運営しております。また、自社の工場でもキャンピングカーの製造なども行っているというような形になっておりまして、最近では全国の地方自治体様と連携をさせていただきながら、地域の二次交通の課題ですとか宿不足の解消というものを解決するということで連携なども行わせていただいております。

(大橋委員入室)

イメージとしましては、お祭りのときなど、結構、宿がなくなったときにキャンピングカーを手配させていただいたり、またはコロナ禍の中でも医療機関様にキャンピングカーを60台くらい無償で提供させていただきまして、動くホテルみたいなものですのでそれを

シェルターのような形で医療支援、防災支援という形で活用させていただいたような背景があり、そういうような事業をメインとして行っております。

今回申請させていただく内容に関しましては、そのようなキャンピングカーに関する事業をこれまで5年ほど行ってきた中で、キャンピングカーは昨今のアフターコロナということもあり、乗りたいという方ですとか関心があるような消費者の方は非常に増えております。

一方で、キャンピングカーとなると最近は小型化しているような車両もあるのですけれども、一般的に人気となっているのはやはりトラックがベースのちょっと大きい皆様がイメージされるようなキャンピングカーになりまして、なかなか誰でも簡単に運転することというのは非常にハードルが高いようなものになっております。

その中で、ほかの人が運転してくれればキャンピングカーにぜひ乗りたいというような声は非常に今、我々のユーザーの中でも高まってきているというところがありまして、その背景から今回キャンピングカー相乗りマッチングサービスに関する実証を申請させていただいたような次第です。

お手元に横長の資料があると思うのですが、そちらに沿って簡単に御説明さしあげます。資料3-1です。

1枚目は「実証目的」「サンドボックス実証を申請する背景」とありますが、今のような背景から実証というものを申請させていただいておりまして、具体的にはキャンピングカーを運転できる方と、キャンピングカーに乗りたい方というのを弊社のプラットフォーム上でマッチングをさせていただきまして、その際にキャンピングカーを運転する方に対して任意の謝礼が支払われるということに関する実証というのが今回の主目的になります。

この謝礼というのは、車を運転するということになりますので、基本的には道路運送法上、有償で自動車を使用して旅客を運送する事業となる場合には許認可ですとか、そういったものが必要になると思っております。そういった中で任意性、自発性というものがある中で、この謝礼というのがもし発生した場合に、こちらの国土交通大臣の登録、または許可が不要であるということを確認するために今回この実証を行わせていただきたいと思いますと考えております。

具体的には、1枚めくっていただきまして「実証計画」というところで記載をさせていただいております。ポイントは今、申しあげました謝礼金の目安、謝礼金に関しての任意性、自発性というところかと考えておりまして、こちらに関しては現在サービスサイトで自社のほうで既にいわゆる実費の精算みたいな形で、大体どれくらいの日数ですとか、こういったところに行ったときに謝礼が運転手さんにどれだけ任意で支払われているかというような実績のデータがございますので、そういったものを明示した上で、さらに支払いは任意である旨を明記した上で、お客様とのマッチングをさせていただいた際に、同行者と運転者に対して任意に謝礼を支払うというような形の仕組みをつくるというところになります。

それで、こちらはあくまでも任意であることですか、自発的に行われているということを検証、確認するような実証という形になっておりまして、そこに際してアンケートですとか相互の評価制度というものも取り入れていくというものになりますので、「申請者の分析」と書かせていただいているように、任意だったり、任意であることの明示がない場合や同行者の評価制度が存在する場合であっても、謝礼金の支払いに関する自発性が損なわれていないかというのが今回の実証実験における一番の検証項目というところで考えております。

最後に3枚目の「課題となった規制について」というところに移らせていただきますと、こちらが今、申し上げました、もともと運送法上の規定の中でも実際に実費の折半というものに関しては有償の運送に該当するものではないというような記載がございます。そこから、好意による実費を超えた部分の謝礼に関して、ここが任意のものである、ないしは自発性があるものであれば道路運送法上の規制の対象外になるということだったり、さらに今後そういった謝礼の金額に関して、このサービスを介して同行者の方が運転者の方に謝礼が支払われる際にどこまでが、しっかり任意であるか、自発性であるかというところも含めて、幅広く検討も含めた検証というものを行っていきたく、今回この新技術等関係規定に違反しないというものを検証していきたいと考える次第でございます。

簡単ですが、今回の概要を申し上げさせていただきました。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○安念委員長 Carstayさん、どうもありがとうございました。

続いて、主務大臣の御見解を伺います。国土交通省から御説明をお願いいたします。

○森課長 おはようございます。国土交通省旅客課長の森でございます。

すみませんが、この後、別件の関係で半過ぎに退席させていただきますけれども、意見を述べさせていただきます。

今回、Carstayさんがされようとしている事業は、いわゆる無償運送というもののマッチングであるというふうに理解しています。道路運送法で有償運送、いわゆる運送サービスの対価を支払う。通常バスであるとか、タクシーであるとか、そういうものを有償運送と考えていますけれども、有償運送につきましてはきちんと安心して乗れるように、事業者はきちんと許可を取って一定の規制の下で安全確保をする。それから、例えばタクシーであれば路上で手を挙げて、こちらは選ぶことはできませんから、お客さんは来たものに乗るわけで、それが同じ基準でちゃんと安全が確保されている、あるいは値段が決まっているということで安心して乗れるという仕組みになっております。

それで、無償運送と申しますのは、ものすごく簡単に考えていただいて、皆さんが自動車を保有されていて家族を乗せて出かけるというのは、これは家族ですから通常お金をとる話にはならないと思いますが、例えば友人と一緒に乗せてどこか遠くに行く。山登りでも、ゴルフでも、そういうときに例えば高速道路代は折半しようねとか、ガソリン代はどうしようとか、そういう世界の話です。

ですので、無償運送というのは基本的に自由にやっていただきたい。実は、今ライドシェアとかいろいろ問題になっていますけれども、特に交通空白にどんどんなっていく。バスがなくなり、タクシーがなくなり、いよいよ今、自家用有償旅客運送登録制度というものがございます。これは、一般のドライバーさんが普通の車、自分の車で普通免許しか持っておられない方、一定の講習は受けていますけれども、そういう方が地域の住民の生活の足、通常はボランティアベースです。ちょっとした謝礼くらいはもらうかもしれませんが、これは有償運送なのでちゃんと料金が決まっています、お金をもらって運行することが認められています。

さらに、その先には、例えば集落だとか、あるいは町内会だとか、そういうところで車を持っている比較的若い世帯が輪番で車を出してあげましょう。例えば土日、高齢者の方の買物に町に行くとか、週に1回どうしても足が必要だからそれを地域社会でやりましょうと、若干組織的にやりましょうというものがどんどん増えています。

これは全て無償運送です。ですので、町内会ではガソリン代だけは町内会で出しましょうとか、あるいは例えば日曜日の午前中割いてくれた人には一定の謝礼を払いましょうとか、それは自由にやっていただいて結構な世界です。

逆に、これを自由にしないと、これから地域社会の移動の足というものはどんどん困ってしまうということを我々は懸念しています。

そういう意味で、今回Carstayさんがされるのも無償運送なので、自由にやっていただきたいということで、謝礼というのは読んで字のごとく謝礼です。気持ちです。お礼の気持ちですので、自由にやっていただければ結構です。

ただ、一般に社会通念上、常識的に考えると、謝礼というのはその人によって全然違ってきます。やっていただいた行為に通常は比例するような形で、それからその人の金銭感覚等で、これだけのことをやってもらったけれども、人によっては1,000円の謝礼という人もいるでしょうし、あるいは私は5万円の価値のあることをやっていただいたから5万円でも安い気持ちなんですということもあると思います。謝礼は、あまり国が立ち入る世界ではないと思っています。ですので、基本的に道路運送法と無償運送における謝礼の世界というのは今、私が御説明したような関係の話です。

一番無償運送の世界の自由を狭める可能性があるのは、謝礼の名の下に実質上、運賃的なことになっていないかという、ここなんです。これまで、例えば先ほどCarstayさんから説明いただいたような通達を出しているのも、自由の世界なんだけれども、その謝礼の名を借りて結局、実質上は運賃にしまっているものが出てくるので何とかしてくれと、それでやむを得ずこういう通達を出さざるを得なくなった。

ですから、目安というのはあるかもしれませんが、なかなかそれを表示するのは難しいと思います。謝礼なので、それは任意性だとか自発性だとか、いろいろ難しい言葉を言ったところで謝礼は謝礼です。それ以上のものでもそれ以下のものでもなくて、気持ちです。ですから、キャンピングカーを使ってどこか行きたい。どんどんマッチングしてやってい

ただいて結構です。そのときに気持ちとして渡す人もいるでしょうし、渡さない人もいるかもしれない。それは気持ちの世界ですから、私は何とも言いようがありません。そういうふうに申し上げて、要は自由にできる無償運送の世界を狭めないでくださいねというのが私からのお願いなんです。

それで、今回の実験に関して言えば、任意ですよということで表示した場合と、任意ですよというのを表示しない場合と、両方やってみて、実際にあなたは任意で払いましたとかというようなことを確認すると、多分そういうことだと思います。そういう確認の仕方もあるかもしれませんが、基本的にはこれは謝礼です。謝礼は皆さんでやってくださいというふうにさせていただいたほうが、ほかの世界の無償運送の人たちの自由を狭めることなく済むかなというのが私の意見です。

以上です。

○安念委員長 ありがとうございます。問題の所在を簡潔に御教示いただきました。

それでは、委員の皆様から御発言をいただければと存じます。どなたからでもどうぞ。

鬼頭さん、どうぞ。

○鬼頭委員 御説明ありがとうございます。

今の謝礼のところで少し御説明いただきましたけれども、基本的に確認するのは謝礼を支払うかどうかの表示をするか、しないかの違いということですか。

伺った話を考えると、謝礼の金額自体に幅があるとか、ばらつきの程度が大きいというようなところが一つの参考情報になるのかなと思ったのですが、そこは見られないというような形でしょうか、それともそこも見られるようなイメージでしょうか。

○森課長 謝礼ですので、地域社会では本当にキュウリ何本とか、そういうものも含めてもちろん謝礼です。気持ちの問題ですから、幅も含めて、行為に対してどういう気持ちでお礼するかというだけの話だと理解しています。

○安念委員長 宮下さんも今の森課長のような理解でよろしいですか。

○宮下氏 全く一緒です。ありがとうございます。

○安念委員長 では、その次は石井先生いらっしゃいますか。

○石井委員 はい、おります。よろしくお願いいたします。

御説明ありがとうございます。私のほうからは、2点お伺いしたいと思います。

まず1点目は、謝礼の金額の御質問があったかと思いますが、実際のサービス画面上の表示、見せ方はどうなっているのかが気になりました。あくまで任意であることや、気持ちだということに加えて、実績の金額を掲示されることになりましたが、その辺の画面表示がどうなるのかを教えていただきたいと思います。

2点目は、3ページあたりに法解釈的な話が出てくると思います。謝礼の誘引文言について、どこから先が誘引に当たり、どこまでであれば誘引に当たらないのかという解釈のおおよその考え方をお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

○安念委員長 では、画面のことは宮下さんに、それから誘引の問題はもし御見解があれ

ば森課長をお願いします。

○宮下氏 ありがとうございます。

まず1点目のサービスの画面に関しては、今回資料の作成が間に合っておらず失礼いたしました。任意の謝礼をとというのは、何せ謝礼というのは今おっしゃっていただいたようにもともと自発的なもので任意であるというのは、謝礼という文字のごとく当たり前のものでもあるのですけれども、海外で言うとチップみたいなものですね。そういうようなものが日本だとそこまでなじみがないということがやはりございますので、あえて任意ですよ、自発的な謝礼を払ってくださいというのを明示しているところでございます。

また、通常はこういうことをされたから幾らか謝礼をとということで、物でお返しするケースはあると思うのですが、そこでお金をとったときに、では気持ちとしてもこれくらいかなというのが参考情報としてあると、そこは複数人で謝礼を払うときに、ではほかの人もこれくらいなので、確かに私たちもこれくらいしてもらったからこんなものかなという形で、そこは自発性の担保の範囲内での参考情報というものも実績として記載をしようかなというのが今、考えているところでございます。

一方で、この謝礼から特に弊社のほうで手数料を取るというようなことは全く考えでおりませんので、サービス画面上もシンプルにそこは当事者同士で運転者さんと同乗者さんの間で謝礼のやり取りはしてくださいというような文言の表記にとどめて、その後、何かシステム上、決済をするとか、そういうようなことは現在の実証というのは特に考えていないところでございます。

○安念委員長 ありがとうございます。森課長、いかがでしょうか。

○森課長 謝礼の誘引文言というのが通達の中に出てきます。具体的にどういう文言を使ったら謝礼の誘引なんだということについて明確に規定はしておりませんが、例えば今おっしゃったようなことで自発的な謝礼を払ってくださいという言い方自体が、多分一種の謝礼の誘引なのだろうと考えます。

もう少し分かりやすくやると、例えばマッチングアプリで最終的にマッチングに至る過程で謝礼の金額を入れないと次の画面にいかないとか、そういうのは明確に謝礼が強制されている形になると思います。誘引を超えていると思いますけれども、そういうような理解です。

○安念委員長 石井先生、よろしいですか。

○石井委員 追加でお聞きしたいのですが、謝礼の誘引文言のところでお示しいただいた例は強制的な要素を含んでいるのではないのでしょうか。自発的に払ってくださいと言っても自発的とはいいいがたいような気がします。誘い込むというのが、今おっしゃっていただいたような解釈、理解であれば、かなり狭く解釈されるのかという点が、御説明を伺っていてさらに気になったところでありました。

また、画面表示も表示の仕方によってはかなり誘導的なものになり得るのではないかと思います。実際の画面表示がどのような見せ方になっているかも含めて確認しておかない

と、何とも言えないのではないかという点は意見として申し上げておきたいと思います。

誘引文言の解釈について、そこまで広い解釈ではないという理解で妥当かという点について確認させてください。

○安念委員長 森課長、いかがでしょう。

○森課長 なかなか難しいですね。

○石井委員 自発的に払って欲しいという点や、登録のプロセスで金銭の支払画面が出てくると、誘引どころか強制しているのに等しい例になるのではないのでしょうか。また、誘引というのは、インターフェース上で支払うように仕向けることもできると思いますので、誘引という文言ですと、そういうものも含まれ得るのではないかと。ですので、その辺りの誘い込む文言、画面表示について、どこから先が駄目であるのかという目安が必要ではないかという問題意識からの質問でした。

○安念委員長 今の点は、恐らく他の委員の方にも御関心事であろうかと推測されますので、もちろんこの点に限るわけではありませんけれども、ほかの委員の方からも御意見を伺いたいと思います。

落合先生、どうぞ。

○落合委員 ありがとうございます。

私のほうも、この誘引に関する部分は非常に重要なのではないかと思います。ウェブサイト等で誘引文言を表示し、という点があると思いますが、例えばアプリケーションなどでいえば、どこかの画面で謝礼を払いますか、払いませんかということはあらかじめ組み込んでおかなければ、払込みのタイミングがないと思います。それがどの程度の書きぶりだったらよいのか、悪いのかということはあるつつも、謝礼に関する部分なのであるということが見えるような場面がないと、支払い者側のほうは支払う機会が全くないと思います。そうすると、謝礼なしでのサービスにしか必ずしもウェブを通じたサービスができないのではと思いますが、この点についてそもそも表示をするというのが国交省様のほうでどういうふうに整理をされているのかどうかです。選択肢を示すこと自体はどこかのタイミングでできなければ、サービスとしてできないのではないかとこの疑問がありましたので、その点についてお考えをお伺いしたいと思います。

○安念委員長 どうでしょうか。

○森課長 謝礼をあくまでも自発的にと言っていて、自ら発するので、誘引することも本来的にはないほうがいいのではないのでしょうか。

ですから、先ほど次の画面にいけないとか、これは強制しているので、誘引の世界を超えていると思いますが、自発的に行うということを求めているのに、自ら発するではなくて誘引する、誘い入れるという表示自体が自発ではあり得なくなっているのではないかと考えます。

○落合委員 ありがとうございます。

その自発性が損なわれるのがどこかなのですが、謝礼の選択肢があること自体を示すこ

とそのものについては直ちにそこまでは言えないというふうに評価をされているので、今回については適合性があると御判断されたということによろしいのでしょうか。

○森課長 マッチングアプリで媒介されるということなので、恐らく謝礼のやり取りも本当は現場で、普通にお互い同士でやってくれば、マッチングアプリの中に謝礼金額の支払いについて表示する必要もなければ、謝礼の支払いに関する決済の機能を持たせる必要もないのではないかという気がします、アプリの中で決済をするということであれば、その謝礼を支払う画面が恐らく必要になってくるのだろーと思います。

ですから、この画面はスキップしていただいて結構ですということになっているのであれば、それは恐らく自発というのは言えると思います。

○落合委員 ありがとうございます。

そうすると、結果として例えば表示をしたとき、別の選択肢もあり得るんだということが併せて示されていて、次の画面にいくこと自体もそう難しくないということであれば、これは許容される範囲であるという考え方になりますでしょうか。

○森課長 そういうことです。ですので、実際にどういうふうに表示されるのかは先ほど先生がおっしゃっていましたが、見てみないと分からないという部分もあると思います。

○安念委員長 宮下さん、いかがですか。画面設計はまだということですが、今のような選択肢をつけるというのは。

○宮下氏 それは考えていないので、先ほど具体例でありました任意の謝礼を支払ってくださいというような書きぶりだったり、または支払いをしないと次の画面に進まないとか、そういうのは自発的ではないというのが弊社の認識でもございますので、そういうものは現在想定していません。

○安念委員長 支払いの画面はあるという理解でよろしいのですか。

○宮下氏 今回の実証ではそういう決済機能はつけないですので、現場で、お客様同士で実費の精算というものを想定しておりましたけれども、将来的にはもしかしたら考えますが、今、森様がおっしゃっていただいたように、そういった画面があったとしてもスキップできるという自発性の担保というのは想定しています。

○安念委員長 ありがとうございます。

すみません。多くの皆さんにお待ちをいただいています。小黑先生、増島先生、大橋先生の順でお願いします。小黑先生、どうぞ。

○小黑委員 ありがとうございます。

非常に面白い実証実験だと思います。今、謝礼の自発性に関する議論にかなり関心が寄っていますけれども、私はビジネスの組合せについて少し質問をさせていただければと思います。それで、具体的には2つ質問があります。

1つは、今この画面で映っていますけれども、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」というものがありますが、国土交通省の方に確認なのですけれ

ども、これはあくまでも運送についてのものであって、例えばキャンピングカーの宿泊であるとか、あるいはどこかに行ってバーベキューとか、そういったものを提供するようなサービスをするというものとは切り離されたものであるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○安念委員長 どうぞ、お答えください。

○中山専門官 森に代わって中山のほうでお答えします。

謝礼に関してはもちろん無償運送の世界の話なので、別途バーベキューをやっているとか、そういったときの謝礼とは全く関係がございません。ですから、この謝礼については運送行為に対する話でございます。

○小黑委員 ありがとうございます。

そうすると、今お答えいただいたとおり、あくまでも対象になるのは運送であって、運送以外のサービスについては対象にならない。

ここで少し私は疑問が湧いてきたのですけれども、どう整合性を取ればいいのかというのがわからないのですが、サービスというのは一体的にする場合がありますよね。例えば運送をする。それで、どこかに行く。そこでキャンピングカーを使って宿泊をする。そちらのほうでは料金を取りますよと。ですから、片方は無償であっても片方で料金を取れば、運送のほうのコストを賄うことは十分可能だと思います。

例えば、実際の運送があるところまで1万円かかるけれども、キャンピングカーを使って宿泊をする。通常であったら2万円でもいいものを、例えば3万円にかさ上げすれば、当然それで賄うことができるわけです。

私は経済学が専門ですけれども、実際には原価とかコストを割り振るというのは結構難しい話なので、切り分けることができないのだと思います。そういう意味で考えると、これは実態としてはコストのパーセンテージの振り分けによるのですけれども、有償である運送をある意味で認めているような部分もあるのではないかと思いますのですが、そこについてはどう整理すればよろしいでしょうか。

○安念委員長 これは古典的な問題なのですが、何か御見解はおありですか。

○中山専門官 確かにおっしゃるとおり非常に難しいところなのですが、運送に特定した反対給付がある場合には運送の対価があるということで有償になります。

今おっしゃっていただいたように、サービス料の中に運送の対価も実際は含まれるのではないかという点は、個別判断にはなりますが、一般論として原価を割り振り、この部分が運送の対価であるということは実際上なかなか判断できません。サービス料とは別途、運送に特定した対価を収受している場合にはもちろん有償運送ですが、サービス料を収受していても、その内訳について事実上計算ができない場合には、サービス提供者が運送に特定した反対給付を収受していないことを明確にする必要があると思われます。

○小黑委員 分かりました。

私は内部でかなり詰められて今回こちらの場にいらっしゃっているかと思ったのですけ

れども、お答えが私の想定と大分違っています。

そうすると、例えばキャンピングカーでなくても運送は無料なんだけれども、ホテルとかでジュースの缶を自動販売機で買えば140円くらいのものを230円とかで売ったりするケースというのはよくあると思います。これは、民法の世界の中で缶ジュース1本を2,000円で売っても3,000円で売っても構わないと思うんです。そこについて法的レギュレーションがもしかかるのであれば弁護士の先生方から御助言いただければと思うのですけれども、そうするとこれは運送をした後に例えば缶ジュース1本5,000円で売ったとしても、それは問題がないということになるのではないかと思うのですけれども、それはそういう理解でよろしいでしょうか。

○中山専門官 運送の後に5,000円でジュースを売る場合には、ただの5,000円でジュースの売買契約となるので、この運送とは全く関係のない話ですが、そういった理解でいいですか。ちょっとおっしゃっている趣旨がよく分からないのですが。

○小黒委員 今のは極論のケースなのですけれども、もともと言いたかったのは、例えば宿泊とかバーベキューみたいなものの中に運送のコストを入れることは十分可能だと思うので、そういうことをある意味で実質的に認めているのではないかということをやっと思ったのですけれども、そういうことは切り分けができないということが本質だと思うので、そういうことだということで今伺いました。ありがとうございます。

○安念委員長 おっしゃるとおり、結局切り分けはできないんだと思います。同様の議論は昔から例えば旅館業法などでもありまして、宿泊には金を取らないのだが食事だけは非常に高いといった場合、それは実際には有償で宿泊させているのではないかという言い方はもちろんできるのですけれども、個別の場合にそれで規制できるかといえ、これは原価の配分が非常に難しいので、理論的にはあり得るけれどもレギュレーションは難しいという世界の話ではないかと思って今伺っておりました。これはある部分のサービスだけを規制の対象としている場合に必ず生じてしまう問題であって、ある意味で永遠の問題だという気がして今のご質問を伺っておりました。どうもありがとうございました。

増島先生、いかがでしょう。

○増島委員 ありがとうございます。

今、Carstayさんのサイトを拝見すると、Carstayさんの今やられているのは、DeNAさんがやっている自分の車を貸すサービス、Anycaのキャンピングカー版をやられているんだというふうに拝見をいたしました。

このサイトのところで、要するに何を言っているかというと、車のオーナーというのは個人というか、地域の人たちがいっぱい持っていて、キャンピングカーを持っている。それで、あまり稼働していなくて貸し出すというようなことをやって維持費を軽減するというサービスをしているんですね。

それで、ここのマッチングをもっと高めるために、自分でちょっと運転できないんだよねとか、いろいろな要素があって、1か月の人というのもこれはどうやら車のオーナーの

ことを言っているらしいということで、だから車を貸しつつオーナーが運転をしてキャンピングカーでどこかに行く。

私は、運転者が何でこんなことをやるんだろうと、要するにお金もらわずに何でやるのかと思ったのですが、恐らくもともとキャンピングカーでキャンプするのが好きな人みたいな話になっているので、誰かと一緒にキャンピングカーの運転をしながら何かやるというのがうれしい人というのがどうもいそうな感じで、その人たちに運転をしてもらって、ありがたうと言って何かお金を払う。何だったらその運転をする人がキャンピングの場所を、ここはいいですよとか、こんなバーベキューセットもありますよとか、そういうことを書かれるとよりマッチングが広がるよと、多分こんなことを考えていらっしやるのかなとウェブサイトを見ていて感じました。

それで、結局、国交省のガイドラインとの関係で、国交省さんのお立場は、ガイドラインに抵触しない限りガイドラインに抵触しないという御趣旨のことをおっしゃっているというふうに理解はしましたので、それだけのことだということですね。

そう言っていただいたので、ガイドラインに抵触しない範囲で僕らはこれで実験しましたという背景があって、あまりセーフティーで与えられている感じではないですけども、いずれにせよそれをやっていただいて様子を見るということなのではないかという感じがした次第です。

先ほどこちとありましたけれども、実際にここに運転費用みたいなものが乗ったような価格が出るような話、要するに何を言っているかという、車を貸しますと言って貸したときに、運転手つきの場合とそうじゃない場合で値段が違うようなことが出てきたり、それもレンタル料と称しているとか、バーベキュー一式とか言ってそこには運転もついていいますというような話なのか、何をするのか分からないですけども、これをやっていくとどんどんそういう話が発展をしてくるかなという感じもしておりまして、やり過ぎると多分国交省さんから大概にせいよと言われることなのではないかという感じもいたします。

ですから、事業者さんとしては、まずここは実験の場ですと、ここでいろいろな方々がおっしゃっていることを踏まえながらそろりそろりと始めていただき、ただ、既成事実が積み重なってもガイドラインはガイドラインで残っていますので、変なことをするとたたかれるよという中でうまくバランスを取ってやっていただくと、こういうことなのかなというふうに全体を拝見しましたので、こういう可能性があるからそもそも実験をしてはいけないのではないかとする必要はないのではないかとというのが感想でございました。

このマッチング物で、できればという形で、どこかでということなのか、できればという話なのかは分からないですけども、いろいろ苦情なり、ごちゃごちゃしたことが起こるということはあって、こういうものをうまくコントロールをしたよねということでシェアリングエコノミー協会さんみたいなものが一定ルールを持ってこういうふうに行っていくといいですねというノウハウがたまっているような状態にもなっており、この領域を潰さないようにするために、必要なそういう協会に属して自主規制をちゃんと守ってやって

いますというような体裁を取ったりして、せっかく国交省さんも自由にやってください、ガイドラインに反しない限りやっていいですよと言っていることでありますので、その空いている隙間をなるべく持続的にやっていただけるような措置を事業者さんも取っていただくということがいいのではないかと感じた次第でございます。

ここは大分いろいろなものを見過ぎているので、御質問する部分はあまりないのですけれども、そんな感想を持ったという次第でございます。以上です。

○安念委員長 ありがとうございます。どうぞ。

○古閑氏 今お話しいただいた中で、ちょっと訂正しておきたいといえますか、事実を明確にしておきたいのですけれども、今回キャンピングカーを持っているホルダーと、それから運転をする人というのは別々になります。

○増島委員 別にするんですか。これは同じじゃ駄目ですというふうに言うのですか。

○古閑氏 今回の実証は別々ということになります。そこで、きちんと自動車を提供する人と、運転する人が一体で提供するというにはならないようにというところは工夫しております。そこは結構ポイントだと思っておりますので、今回の実証はそこを分けるということになります。

あとは、あくまでも実費であれば精算していいということになっておりますので、高速代であるとかガソリン代であるというようなものは基本的に幾らだよというのが同行者を含めて皆さん大体分かっておりますので、こちらで取っていないけれども、こちらで取っているじゃないかというようなおかしいことにならないということも配慮の上で実証いたしますので、その点は補足させていただきます。

○増島委員 そうすると、逆に運転者というのは一体何のモチベーションで運転をするのでしたか。根本の問題として、そこは経済的に成り立つようなモデルなのだろうと思っていたので、それはオーナーが積極的に買って出るということで、少なくともそれは可能であるということで作られるのだろうなと思っていたのですが。

○安念委員長 いかがですか。

○宮下氏 ありがとうございます。

2点ございまして、1点目が今、補足をいただいた運転する人はなぜ運転するのかというところですね。そこに関しては、結構キャンピングカーオーナー様は車を買って替えたということがありまして、我々の今のサービス上も車の貸し手、いわゆる所有者、オーナー様が結構車を使用する側でいろいろな車を乗り比べとかされていらっしゃるケースがありまして、キャンピングカーの運転には慣れているので、自分もいろいろな車を運転する過程でほかの人と一緒に連れて行けるのであれば行きたいという声があったというところがあります。

あとは、実態として特にお祭りとかイベントのフェスみたいなものが最近結構活発化する中で、我々のサービスの中でもユーザーさん同士の相乗りというのは結構発生しているんです。そういったところで、ユーザー様が自発的に勝手にやっているところをちょっと

整理してあげてというのが今回の趣旨でございました。

○増島委員 結局、このサイトの中に運転者さんというもののリストも始めて、3つマッチングする。ユーザーと、運転者と、車のオーナーをマッチングするみたいな仕立てにするんですか。

○宮下氏 まさにおっしゃるとおりでございまして、最後にもし何かトラブルが起きたりとか困ったときに何かというところを先ほどコメントいただいたと思うのですけれども、私がシェアリングエコノミー協会の幹事でもございまして、その辺りはシェアリングエコノミーのほかのサービスと同じような部分からそういったガイドラインを設けたりですとか、今後何かトラブルが起きたときにしっかりそこを制御できるような仕組みというものも、今回の実証から創設することができればと考えております。

○増島委員 なるほど、とても安心をいたしました。ありがとうございます。

○安念委員長 ありがとうございます。運転すること自体をしたいという方が一定数いらっしゃるんですね。

それでは、大橋先生お待たせしました。

○大橋委員 ありがとうございます。

現行法を前提としたときに、自由と業の世界というのは一応しっかり切り分けないと、自由のほうがおかしくなってしまうというふうな冒頭の御説明は大変よく分かるところです。その観点からちょっとお伺いしたかったのですけれども、今回支払いをさせるとき、これは実証実験なので多分いろいろな形でアンケートを取られたり、実績の出し方とか、いろいろ幾つかのバリエーションを見せた上で謝礼の自発性とか、あるいは任意性というものがあるかどうかが毀損されているかどうかというのを実証されるのは興味深いかと思うのですけれども、支払いを乗った時点で行うのか、あるいは降りたときに行うのかというので差が出るかなというのが1つ感じるころなので、そういうことも実証で入れられるかどうかというのは多分今後これを実地に行う上では重要かもしれないと思います。

あとは、実績を見せるときに、平均で10%払っていますとか、何割の人は何%払っていますというような謝礼の額でしょうか。それを見せるかどうかというのでも多分、影響を受けるのかどうかというのをアンケート調査とかの項目で入れられるのは興味深いかと思ひまして、運転者も謝礼を反復してやっていくと期待も生じるかもしれないなというのは若干思わなくもないのですけれども、幾つか実験されてアンケート調査で任意性、あるいは自発性が毀損されているかどうかというのを御覧になられるのは興味深いのかなと思って発言させていただきました。ありがとうございます。

○安念委員長 ありがとうございます。宮下さん、いかがでしょうか。

○宮下氏 基本的にいつ謝礼の払いが起こり得るのかというところで申し上げますと、基本的にはキャンピングカーを返却する時点を想定しております。あるいは、旅が終わって実費がどれくらいかかっているかが分かったタイミングで、参加者同士での精算というものが行われるかと思ひておりまして、その場でもしかしたらPayPayみたいな形で振り込み

をする方もいれば、金額を大体運転手の方がまとめて計算して、その後、振り込んでくださいみたいな形になるのかということイメージしておりますので、あくまでもその前にやってしまうと、おっしゃっていただいたとおり、幾らでという話になってしまうと思いますので、実費と合わせてという形で考えております。

○安念委員長 そういう場合が多かろうということですね。別にそうでなければならぬという決め打ちをすることではないですね。

○宮下氏 もちろんそうです。我々としてはそういう想定をしているということです。

○安念委員長 ありがとうございます。大橋先生、よろしゅうございますか。

○大橋委員 はい、ありがとうございます。

○安念委員長 では、佐古委員どうぞ。

○佐古委員 いろいろありがとうございました。

私から2つ質問したいのですけれども、まず初めにお話を聞いたときに、キャンピングカーでドライブしたい人ということなので、例えば行きと帰りで別々の人が運転して、キャンプ場では家族水入らずで、どうぞ楽しんでください、僕は電車で帰りますというのがあるのかなと思ったので、そういうパターンがあるのかどうかというのが1つの質問です。

2つ目は、事故があったときに保険は一体どういうところでカバーすることが想定されているのかという質問と、そのときにもしも例えばドライバーが加入している保険でカバーする場合、その保険料というのを実費に反映させることは考えられているのかどうかということです。いろいろお話を伺っていて、実費をオフラインで精算するよりは、私としてはプラットフォーム上でしてもらったほうが透明性は上がって利用者の納得にもつながるのではないかと考えているので、その辺りをお聞かせいただければと思いました。

○宮下氏 ありがとうございます。

最後の実費の精算ですとか、任意の謝礼というものを将来はシステムに組み込んだほうが透明性は上がるというのはまさにとおっしゃるとおりかと思っております、今回の実証には間に合わないのでもうそういった形を取りますが、今後はそういうふうにしていきたいと考えております。

御質問いただいた2点に関しましても、1点目の行きだけ運転するようなケースも往々にあるのかなと思っております。今回、1つの地域として三浦半島みたいなものを実証のフィールドとして想定しているのですけれども、電車とかで帰れるような距離感で、結構短いけれどもキャンピングカーの旅自体を楽しみたいという方が多かったですので、そういうのもケースとしてはあるかなという認識です。

2点目が、事故が起きた場合は現在、弊社のほうでプラットフォーム側として保険会社様と保険の契約を締結させていただいております、Carstayのシステム上、キャンピングカーを使用いただいた場合は自動でCarstayが支払っている保険料を基にされるような仕組みになっており、そこでもし何かしら実費、免責の部分ですとか、そういった場合に関しては、現状は利用者様のほうに負担いただいている形になっております、運転に慣れ

ている方が基本的には運転すると思いますので、通常よりは事故率は減ると思うのですけれども、そういった場合にどうするかというようなところもしっかり決めていけたらと考えているところです。

○佐古委員 ありがとうございます。

○安念委員長 ありがとうございます。板東先生、どうぞ。

○板東委員 安全の問題のほうをお聞きさせていただきたいのですが、運転される方は既にいろいろな経験を持っておられる方だろうとは思いますが、これはどの程度そういった経験とか、基本的なところを担保していくのか。

担保まではいかないと思うのですけれども、何らかのチェックがあるのかどうかというところで、有償かどうかという謝礼の問題だけではなくて、安心して利用できるというところをどういうふうに担保していくのかという辺りの話をお聞かせいただければと思います。

○宮下氏 ありがとうございます。

大きく言えば今2つ考えているものがございまして、1つがこの車を運転する方も同行者も必ず本人確認書類の提出というものを弊社のサービスを利用する上では求めさせていただいておりますので、そういったところでしっかり身元を明らかにした上でこのサービスを利用いただくというのが前提としてあります。

もう一つが、今回基本的に弊社のサービスを今まで利用していただいた方が運転者であるというのを結構ケースとしては想定しておりまして、今回実証を基に初めて運転手になった方々に関しましては、もしかしたら追加での質問ですとか、個別の審査みたいなものを実施させていただくようなことを想定しておりますので、そういったことを基に将来的にはしっかりそういったものが評価制度みたいな形で蓄積されていって、この人は安心して運転できる方ですよというようなことが明示できるといいのかなと考えております。

○東板委員 ありがとうございます。

それから、先ほどからの御説明の中でキャンピングカーを運転すること自体が楽しいとか、これを利用してキャンプ場に行きたいねというような方がいらっしゃることなのでも、これが少しビジネス的なところで個人の収入の確保という感じになってくると、先ほどの有償かどうかということとの関係で難しい問題が起きてくるかなということなのでも、今のところ念頭に置いておられるのはビジネス的にやるということではない人を想定されているということなのではないでしょうか。

○宮下氏 そうですね。おっしゃられるとおりでございまして、今、相乗りみたいなことも実態としてはサービス内で行われておりまして、そこで謝礼をどうすればいいですかというような問合せをいただいたりしたこともありまして、そういったところを補完するような形で今回開始するようなイメージです。

○板東委員 どうもありがとうございました。

○安念委員長 さっきお話の出た相互の評価は一つのみですね。

○宮下氏 ありがとうございます。

○安念委員長 お待たせいたしました。尾形委員、いらっしゃいますか。お願いします。

○尾形委員 はい、ありがとうございます。

これができたらすごくいいなというふうには思うのですが、少々お聞きしたいことがあります。大きくは規制の範囲内で事業をしようというふうな意味合いに捉えられたのですが、その辺りの中でやはりやれることが限られてきて、運転手さんと車を別々にしないといけないとか、そういうふうな感じになってくると思うのですが、そういうことを行うことによってちょっとリスク的なことがあるかなと思うのですが、そういうところを幾つか考えられているかをお聞きしたいです。

○安念委員長 交通事故というのは一番あるリスクなので、これはさっきお答えいただいて、ほかにどんなリスクを想定されていらっしゃいますか。

○宮下氏 自分がいつも運転していない車を運転されている方が運転するということで、やはりすぐに挙がるのは交通事故かと思っております。

あとは、事故にはならないのですが、車の故障ですとか、キャンプをしている中でけがをしてしまったとか、そういうのが起きたときにどうするかという個別の問題かなと思っております。

この辺りに関しても、基本的なスタンスとしては事前にそういった予防措置を取りながらも、何かあったときには保険でカバーできるような仕組みをつくっていききたいなと思っております。どのようなリスクがあったというようなところを評価するために今回はまずは実証させていただいて、そういったリスクに対しては実際にサービスとして始めるときには対処できるような体制で始めていきたいと考えている次第です。

○尾形委員 ありがとうございます。そうすると、この実証実験を行ってそのリスクを考えられた後、最終的にはサービスインを見越していらっしゃると思うのですが、その辺りができるようなリスクのリストみたいなものは御用意されて行われるというような感じでよろしいでしょうか。

○宮下氏 そうですね。仮説検証ですので今、想定しているもの以外で何かリスクがあるかというものを含めて今回の検証項目に入れたいと思っております。

○尾形委員 ありがとうございます。具体的なリスクはお聞きできなかったのですが、していただけるのだということは分かりました。

○安念委員長 ありがとうございます。

ひとわり御発言をいただきましたが、最初に戻って石井先生、何か御意見がありましたら、特に誘引についてですが。

○石井委員 先生方の御意見を伺って、まさにそうだなと思いましたので、私のほうから追加では今のところ特段ございません。ありがとうございます。

○安念委員長 ありがとうございます。

活発に御意見をいただきましてありがとうございました。それでは、申請者と主務省庁

の皆様はここで御退席をいただきます。どうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。森課長によろしくお伝えください。

(申請者、主務省庁退室)

○安念委員長 それでは、事務局から当委員会の意見案について御説明をお願いします。

○岡田企画官 本件申請について、認定する見込みとしている主務大臣の見解は適当であると考えております。

○安念委員長 ありがとうございました。それではお諮りをしたいと存じますが、誘引に至らないという点、とりわけその点に深く留意をした上で、認定する見込みとしている主務大臣の意見は適当というふうに私どもとしては判断したいと思いますが、いかがでございでしょうか。よろしゅうございでしょうか。

(首肯する委員あり)

○安念委員長 異議なしと認めます。それでは、当委員会としてそのように決しました。ありがとうございました。

続いて、フォローアップ案件に移ります。実施者と主務省庁が入室いたしますので、お待ちください。

○岡田企画官 それでは、準備をいたします。委員の皆様は、案件2の資料をお手元に御準備いただき、少々お待ちください。

(申請者、主務省庁入室。小黒委員退室)

○安念委員長 事業者さんと主務官庁の皆様、大変お待たせをいたしました。どうもありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、フォローアップ案件に入ります。ロボットを用いた無人カフェの営業に関する新技術等実証、1件のフォローアップを行います。それでは、事業者さん、New Innovationsさんから御説明を5分程度でお願いいたします。

○山田氏 お世話になっております。New Innovationsの山田と申します。よろしくお願いいたします。

資料を用いて御説明をさせていただきます。お手元にあります資料の3ページから御説明をさせていただきます。

株式会社New Innovationsは、スマートコーヒースタンドroot Cというサービスを御提供させていただいております。もともと我々は、高品質なものを無人の状態でお客様に安全に御提供する飲食店をやりたいという思いから、まずはコーヒー、カフェの無人化を始めました。

その中で、例えば高品質なものとなってまいりますと、お客様の中でも嗜好の好みが出てきます。いい豆を使ってコーヒーを提供したりすると、酸味が強いものを好まれる方がいらっしゃるとか、様々、嗜好が出てまいります。そういったものを各個人に合わせたものを御提供できるというようなクラウドシステムと、御提供するハードウェアと、アプリで御購入いただくのですけれども、そういうアプリといった一体のシステムを、自社で開

発、製造しておりまして、その上でお客様への提供まで全て自社でやっているというような会社でございます。

4 ページ目に進みます。実際にroot Cというものを使っていただく際には、まずアプリをダウンロードいただき、その後、我々は現在10店舗ほど店舗を展開しているのですが、場所と、お時間と、あとはメニューを御選択いただきます。アプリから事前に注文をいただきますと、その指定した時間までにroot Cがコーヒーを作ってお客様をお待ちしているという形となります。

指定した時間から一定期間経過すると、自動で廃棄されることとなりますが、基本的にはその時点で温かい、ないしは冷たいコーヒーを出来たての状態を受け取っていただけるようなサービスになっております。アプリを利用しないと解錠ができませんので、頼まれた方しか御注文した商品を受け取りいただけないという形になっております。

5 ページに進みます。現在は10ステーションを設置という風に記載させていただいていますが、次の6 ページにございますとおり、経済産業省様の別館の1 階にも設置をさせていただきました。幅広くオフィスビルですとか商業施設で楽しんでいるという形になっております。

7 ページ目以降、まずは規制のサンドボックス制度による実証の内容と結果というところで御説明をさせていただきます。

8 ページですが、「ロボットを用いた無人カフェの営業の実証」というところで、これを無人の状態、いわゆる自動販売機ではなくて、現在の法令でいうと飲食店の営業許可を取得させていただいて、問題なく衛生の担保及びお客様へ商品を提供できるかというところを実証させていただきました。

実証のサマリーが9 ページ目でございます。2021年の6 月21日から同年9 月30日まで、千代田区の神田にありますマーチエキュートというJR様の施設で実施させていただきました。

当初の目標としては、無人の状態を衛生を担保するというところを重視しておりましたので、内部に備わる品質管理機能みたいなところで常時監視させていただき、もし何か衛生に異常があるようなことがあれば遠隔で判明するとか、遠隔で営業停止ができるとか、自動で異常を判定して停止するといったようなことをさせていただきました。また、味を保つために通常の飲食店と同じようなオペレーションというのを我々はおこなっておりまして、原則としては1 日に1 回以上、人が実際に見に行って、例えば清掃ですとか、補充ですとか、そういった行為をして、通常の飲食店と遜色ない衛生面の配慮を行うということを実施させていただいております。

10ページ目になります。実際にこのような形で設置をさせていただいております。このroot Cの前に扉が少し見えるかと思うのですが、この扉を閉じたものをいわゆる飲食店営業の区画という風にさせていただいて、その中にroot Cを設置して営業させていただいております。

11ページ目に「実証の内容・結果・目標の達成状況」と記載をしております。千代田保健所様が管轄なのですけれども、千代田保健所様から営業許可をいただき、root Cは先ほど申し上げたような自動で遠隔で管理をするなどの衛生管理を実施し、特に事故等が起こることなく問題なく実証の目標を達成できたと考えております。

12ページ目に進んでいただきまして、「実証後の経緯と特例の要望」について御説明させていただきます。

○官澤氏 ここからは、私、官澤からお話しさせていただきます。13ページをお開きください。

今、申し上げたとおり、実証の結果、無人店舗としての営業でもメンテナンス体制などが確保されていれば、食品衛生法の保護法益が損なわれず、衛生上問題が生じないことが確認されたところでございます。そのため、root Cでの無人店舗での営業を様々な場所で行っていきたいと考えている状況です。

もっとも、現行法の下において無人店舗での営業を行っていくためには施設基準を遵守する必要があります。現行の食品衛生法施行規則ですとか、条例における施設基準というものは基本的には有人店舗であることを前提としたものであり、無人店舗においては不要とする、または緩和することが可能なものがあるように感じているところです。今、表示している写真の赤枠部分のところは、特に緩和等できるのではないかと考えている部分になります。

過大となっている施設基準を満たすために、設置するためのコストが大幅に上がる側面もあるという状況であるため、無人店舗を普及していくという観点からは施設基準の緩和等をしていただきたいと考えているところです。

14ページを御覧ください。「実証後の経緯」について簡単に書かせていただいております。我々のこちらの要望を厚生労働省様にお伝えして、これまで協議を行わせていただいたところとございました。厚労省様からは、当初、現行法の解釈によって要望について達成できるのではというお話をいただいていたところもあり、施設基準に基づいて設置すべき設備についての解釈上、緩和等をし得る余地のあるものですとか、あとはroot C自体を施設と見られないか、そのための条件はどういったものがあるかというお話を進めておりました。

そのような状況で、厚労省様の方で自治体様と少しやり取りをしていただいたところだったのですけれども、解釈での緩和等は難しいというような反応をいただいたと聞いております。そのため、解釈による対応ではなくて、要望を実現するために新事業特例制度を活用した特例の創設をお願いしたいと考えているところです。

最終ページ、15ページをお開きください。現時点で求めていくことを想定している特例の概要は記載のとおりではあるのですけれども、施設基準についての設備の設置を不要、または緩和する内容の特例を考えています。無人店舗ということで、もちろん衛生面については当然配慮いたしますが、その点については創設後の特例に基づいて実際に認定を受

ける際に厚労省様にも御確認いただく想定でございます。

特例を設けることの意義としては、root Cのような無人店舗の設置場所を増やせるという点はもちろんありますけれども、我々以外のほかの事業者の方も含めて様々な形態の無人店舗の道が開けることになるという点もあるのではないかと考えています。

無人店舗に関する恒久的な法令改正を行うためには、データに基づく幅広い議論が必要であると考えておりまして、そういった特例の活用によりデータを集めることが可能となって、そこから恒久的な法令改正に向けたデータに基づく議論ができるようになるのではないかと考えております。

具体的な特例の内容等については、引き続き厚労省様とお話を進められればと考えておりますが、できればぜひ前向き、かつ早期に御検討いただければと考えております。

事業者からの報告は以上となります。

○安念委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から何か御発言がありましたらどうぞ。佐古委員どうぞ。

○佐古委員 直接要望に関してではないのですが、現状について教えていただきたいのですが、この実証期間中は有人で1日1回以上の清掃を行っていて、今10か所運営されているということですが、こちらのほうでは同様にそのような清掃等が行われているのか、実証実験と違うように運営されているのか。現状の運用は、規制を変更しないでオーケーになっている理由をお聞かせいただければと思います。

○山田氏 分かりました。ありがとうございます。

まず、実はミルクを扱ったものですね。牛乳を扱ったroot C、いわゆるラテですとか、オレですとかの提供は、現状そもそもできていないという状況でございまして、今10店舗で展開をさせていただいているところの全てがブラックのみで、自動販売機の営業許可を取得して現在運営しているような状況でございます。そのため、本来やりたいことですか、やるべきことはできていないという認識をしております。

その中で、原則としてと申し上げたのですが、ブラックの場合であっても、いわゆる牛乳を扱う場合であっても、どちらかという衛生上の観点もそうなのですが、味を保つというような観点からも原則1日1回以上、人が手を入れているという状態でございます。

○佐古委員 ありがとうございます。

○安念委員長 これは想起いたしますと、とにかく乳が絡むと大変、話が面倒になるという文脈でございましたね。

○山田氏 おっしゃるとおりでございます。

○安念委員長 増島先生、いかがでしょうか。

○増島委員 ありがとうございます。

実験のほうも大変お疲れさまでございました。実験もいろいろ大変なこともあったかと思いますが、ここまで到達をされまして、いろいろ課題を見つけていただけたということに対しては感謝を申し上げたいと思います。

ここから特例をつくってというところにまで入っていただいて、引き続き衛生に配慮いただけるというところも大変ありがたいことであると思います。

この類いのもので必ず発生するのは、厚労省さんの話と自治体の話で、自治体のほうが現場で、恐らくこここの解釈などが厚労省さんの思っているものと違うとか、より保守的だということで進まない。こういうものがいっぱい今までもあったわけですがけれども、ここをうまく発生させないような形での特例をどういうふうにデザインしていくかというのは、スムーズにこういう事業を展開するための肝になるだろうなと思っています。

それから、先ほどおっしゃっていただいたとおり、御社のコーヒーだけでなくいろいろな形での無人店舗の可能性を広げていけるような特例というのはどういうふうな形であるのがいいのかを考えるというのが多分、今後の一番大事なポイントだと感じています。

ちょっと教えていただきたいのが、今みたいな観点を思っているものですから、実際の特例のデザインみたいなものは今どんな感じで検討されていらっしゃるのでしょうか。具体的には、今みたいな形で、つくったけれども自治体で判断が違って御指摘のことを言われて何か進まないというのは目に見える話なので、そういうことが発生しないような特例をどういうふうにつくっていくのかという部分を、厚労省さんなどと御協議を開始されているのかどうかという部分について少し教えていただければと思います。

○安念委員長 官澤さんからお願いします。

○官澤氏 ありがとうございます。

まさに、おっしゃっていただいている点はすごく課題になると感じておりまして、今こちらから提案している内容としては、自治体様の許可という形にせず、自治体様の判断を不要とできるのではないかと考えているところがございます。

そのために行うこととしては、営業許可が必要なものは食品衛生法施行令のところで定められているので、その施行令の飲食店営業というところから、認定新事業特例制度に基づく措置によってできた特例に基づく認定を受けた営業については除外する、という形にできないかなということを考えているところです。

その結果、そこから除外されれば、自治体様との関係では届出という形でできるのではないかと考えているところがございまして、ただ、本来、自治体様が営業許可という形で判断していた部分が、認定という形で代わりに厚労省様のほうで御判断いただける形になるのではないかと考えているところです。

実体験としても、自治体様の方に無人の店舗でという話をする、ちょっと技術的なところはよく分からなくて、というようなお話をされてしまうことも多いので、やはりまずは厚労省様のほうでそういったところの地固めというか、どういった営業であればあり得るのかということを考えていただいて、この特例を使って、様々なデータを集めた上で、こういう形ならば一般的に自治体様の方でも判断が可能になるというところを導き出してもらえれば、最終的には営業許可という形で自治体様の判断に委ねていくということはあるのではないかなと考えているところです。

○増島委員 ありがとうございます。

大変優れたルールのデザインかなと感じますが、厚労省さんはそれを認定という判断をしなければいけないという話になるわけですが、ここは何かお付き合いいただけそうな状況でしょうか。

○安念委員長 厚労省さん、いかがですか。

○鳥井審議官 厚労省の健康生活衛生局でございます。

今のお話との関係で言いますと、法的な立てつけとしては、自治体、都道府県知事が条例をつくって、そこに基準も書いてあって、それでももとは厚労省がこれによってくださいという通知を出していたのが、参酌基準として位置づけられたというのが平成30年のことなので、最近のことです。したがって、まずハンズオンセッションという意味では大分進んできているという状況でございます。

それで、今回の事例についても条例改正でできる部分、あるいは運用でできる部分というのはあると私も認識をしており、実際にそういう相談も、あるいはそのアドバイスもさせていただいて、ところが自治体のほうでは参酌基準の改正が行われることがやはり検討の前提として、そういうものではないかという話がありまして。

○増島委員 そこはいつものパターンですね。

○鳥井審議官 私のほうでそういう状況になっているというのが、今の時点でございます。したがって、私どもといたしましてはそういう自治体の意向も踏まえた上で、要望される事業者様の説明以降、あるいは今回の実証というものの結果も踏まえながら、具体的にどのように進めていくことが適切かというのを検討させていただきたいと考えております。

条例改正がもし難しいというのであれば参酌基準の改正なのか、あるいはどういう法的な手段をつくっていくかというのは、どういう規制をするかということが見えてきてからの問題であると、それも含めて考えたいと思います。

○増島委員 では、これから検討いただくということですね。承知いたしました。ありがとうございます。

○安念委員長 これは、厚労省さんに大分汗をかいていただかなければいけない案件になりますね。ありがとうございます。大橋先生、石井先生の順でお願いします。

○大橋委員 ありがとうございます。

これを議論させていただいたときに、随分牛乳に関して時間を費やしたなと思っているのですが、先ほど私は聞き間違えてしまったかもしれないですが、結局ミルクは使っていないとおっしゃったのかどうか。すみません、オンラインで聞こえなかったのですが、使われていないのだとするとあれですが、使われたとすると、あのときの議論を踏まえてどういうふうな御感触でしょうかということをご伺いしたかったのが1点です。

2点目は、この実証に関わるところで事前に注文するというお話でしたけれども、注文

してからサーブするまでの時間は大体、最短で何分なのかということだけお伺いできればと思いました。ありがとうございます。

○山田氏 御回答させていただきます。

一応、現在は飲食営業許可を取得している店舗というのはございませんので、いわゆる自動販売機の営業許可を取得してブラックのみを提供しております。

一方で、実証時に関しては当然、飲食店の営業許可を取得いたしまして、ミルクに関しては提供させていただきました。報告書でも提出させていただいているのですが、その半数以上が牛乳を使ったメニューを注文されていたという実績がございました。そのため、世の中的には幅広くニーズとして求められているのかなと思っております。

2点目に御質問いただきました点に関してなのですが、我々としては原則として目の前で頼むといったところは想定していないものの、仮に他に誰も御注文いただいていなかった場合の最短の提供時間というのは1分から1分半くらいというような形になります。これは、メニューによって異なることにはなります。

○大橋委員 最初の御質問は、牛乳に対してあれだけ議論したのですけれども、結局あの議論というのは意味があったのか。

○安念委員長 今、御説明があったように、実証期間は確かに乳を使ってカフェラテというか、そういうのをつくっていらしたわけですね。現在はそうではないという御説明です。ですから、先生方に議論していただいたことの意味は十分あったわけでございます。

○大橋委員 失礼いたしました。

○安念委員長 とんでもないです。ありがとうございました。では、石井先生、落合先生、板東先生の順番でよろしいですか。石井先生、どうぞ。

○石井委員 ありがとうございます。

ミルクのところは私も大橋先生の御質問と完全に同じことをお聞きしようと思っていましたので、御説明について理解いたしました。

基本的な質問で恐縮ですが、衛生面でのリスクはミルクだけじゃないように思います。遠隔で監視されているとのことですが、いたずらやその辺りのリスクはどのような感じでお考えかをお聞きできればと思います。基本は無人ですので、不衛生ないたずらをするような人がいたという場合に、迅速に対応できるのか、お客さんによってはそういうことをする人がいるかもしれないので、気になったのはその点になります。よろしくお願いします。

○安念委員長 いかがでしょうか。

○山田氏 ありがとうございます。

基本的には通常の飲食店、例えば飲食店営業許可を取得しているコンビニさんですとか、ないしは通常の世の中にある普通のカップ式の自動販売機みたいなものと同じ考え方をしております。

ですが、それ以上に、例えばロッカーと我々が呼んでいます提供口が20か所あるのです

けれども、仮に異物が混入されたとセンサーが判断した場合などは自動的にそのロッカーはアサインされなくなる、使えなくなるということもできたりしますし、また、root Cを蹴り飛ばしている人がいるようなときは、カメラで撮っているため分かるかなと思います。

通常の常識の範疇を超えたことに関しては、世の中の飲食店同様、100%想定はしていませんが、ただ、色々なデータをセンシングしておりますので、例えば温度が上がった際に人が目視で確認するよりも衛生状況が変化したという判定はしやすく、異物が置かれた際に関してもたくさんセンサーがついていますので判定することができ、人よりも安全性の高い状態というのは担保できているのかなと思っております。

○安念委員長　いかがでしょうか。

○石井委員　ありがとうございます。

右側のロッカーはそうだと思うのですが、左側の蓋やいろいろ置いてあるところは人が素手で触ったりするわけですね。

コンビニもの管理も微妙なところもありますが、左側のカップ、かき混ぜる棒など、その辺が置いてあるところは人の目がないので雑に扱う人はいるのではないかと思います。それはコンビニでも変わらないのかもしれませんが、その辺はやむを得ないというか、対策の取りようがないというか、そのような理解になるのでしょうか。

○山田氏　ありがとうございます。

対策自体は可能でございまして、例えばロックをかけるとかといったことも可能ではあります。一方で、実害としてそういった状況が観測されていないというところがありますのと、あとは結構オフィスビルですとか商業施設の中に設置させていただくことが多いので、そういった状況ですと実質的に周りの目があるとか、いたずらの程度の感じは低くなるのかなと思ってしまして、一定セキュリティーが保たれているような感じがございます。追加で対策をしていくということは可能であり、必要に応じて対策をすることを考えています。

○石井委員　分かりました。場所は確かに大事ですね。オフィスビルや商業施設であればおっしゃるように人の目はあると思いますが、やや治安の悪いといえますか、その辺で場所的なセキュリティーのちょっと心配になるようなところは避けていただく必要はありそうですね。ありがとうございます。

○山田氏　ありがとうございます。

○安念委員長　経産省内はどうでしたか。治安は悪くなかったですか。

○山田氏　夜に皆さん買っていただきまして、ありがとうございます。

○安念委員長　それでは落合先生、その次に板東先生、程先生とお願いします。

○落合委員　どうも御説明ありがとうございます。

リスク自体の点については既に幾つか議論されていると思いますので、その対処そのものは適正にということだと思いますが、この要望の点を踏まえるとどういうふうに制度化をしていくのかですが、やはり無人店舗になってくると割と難しい部分がある気がしてい

ます。私も医薬品販売制度の検討会に入っていて、そちらのほうでも無資格者店舗みたいなものも論点の一部にかかわっていたりするのですが、どういう形で監視をしたり、条件を設定するのが難しくなるという話があって、特に自治体のほうからもそういう監視指導とかというのは非常に難しくなるのでやりにくくなるような話を言われたりすることがよくあります。

今のところ、この論点で、規制業種で無人店舗にしていくというのは割とまだフロンティアの領域になっていて、なかなか判断するのが難しいというか、どういう方法で対応すると一定の合理的判断なのかは、先程のリスクの議論で、リスク判定として適切なリスクへの対処ができていないかが整理されているとして、何をどう監視をしたりするのか、どこの部分を規制において確認することにするのかがいいのかがまだなかなか難しいところがあるのではないかと考えております。

そこをどう整理していけるかというのが大事なのではないかとは思っていますが、例えば高圧ガスですとか保安設備関係のほうですと、無人のそういう爆発をするような場所でも無人監視みたいなものがされていることはあるのですが、恐らく閉鎖区画だったりすることもあるとあって、その辺りの差異は条件面を整理していくことがやはり重要なのではないかと考えております。

完全に無人であれば機械的に自動販売機の中で全部やられるというところであれば、機械的にどう監視しているのかという技術水準の問題になりえます。あまり技術の細かいところは書かないような構成にしてみようという話になりますが、会社によってやり方は違う可能性がある中で、そういう形にして整理してみようことだと思います。人が入るところではどういうモニタリングがあり、どうしていくとよいのかや、あとは無人店舗みたいなものがどういう形で整理されて置かれており、何を自治体や省庁のほうも見ておけばいいのかが分かるようになるというのではと思います。増島先生も言われていたところと似ているような気もいたしますが、パッケージをつくっていくというか、リスク対策だけではなくてモニタリングする側のほうの行動も含めて、合理的な提案をしながらすり合わせをしていくことが重要ではないかと思っております。その辺も少し今後お考えいただきながら調整していくこと自体は、日本は人口減少していまして大変重要な課題に立ち向かっていると思っておりますので、ぜひ整理していけるといいのかなと思っております。増島先生の御回答にかぶるところがあるかもしれませんが、その辺についてお考えを伺えればと思っておりました。

私としては、あまり条例でどうこうというよりは、これは難しい話だと思うので、ある程度、国側のほうで基準をつくっていただこうというか、強制力があるべくあるような形で最初から整理してもらったほうが、むしろ適切にワークするのではとも思っております。

○安念委員長 官澤さん、どうぞ。

○官澤氏 ありがとうございます。

条件面についてしっかり詰めていくというところはおっしゃるとおりかと思っております。

我々としてもいろいろ考えているところはあるのですけれども、ただ、様々な形態のあらゆる無人店舗を想定した画一的な条件というのは、なかなか今の時点で考えるのは難しいかなと考えているところです。

ですから、先ほど厚労省様のほうからは条例ですとか参酌基準の改正というお話もいただいていたところでもあるのですけれども、多分そこまでいくのはとても長い時間で、いろんな検証が必要なのではないかと考えています。

それで、我々が今回提案している要望というところでは、そういった最終的な条例改正、参酌基準の改正というところにつなげるためのデータを集めるために一旦まず特例というものを設けさせてもらって、そこはやや抽象的な文言、例えば今の債権譲渡特例制度とかも、そこに当てはまるかどうかを確認するためのサンドボックス制度の利用という形も行われているかなと思っています。特例で今回飲食店の営業を無人でできるものができた後に、そこに本当に当てて特例で広く認定を出していいのか、迷うところがあればまずサンドボックスのほうでこういったデータを集めてもらって、ではこういう形態のものであればそちらの認定を受けてやっていけるよねと、そこからさらにデータを集めていこうということができないのではないかと考えております。

そこで、最初に我々のroot Cのところ一旦その特例をつくった後に、こういう形態であればもう既にサンドボックスで安全面とかも確認できているので、ちょっとずつ広げていきましょう。それで、他の会社の他の事業のやり方というのはまた改めて検討していきましょう。その枠を残すためにやや抽象的な基準を入れていただいて、そこで判断していこうということができればいいのではないかと考えているところです。

○落合委員 分かりました。ありがとうございます。

実証実験としてまずはそういう形で実施していくことは、エビデンスも集めて行けると思いますし、最初から技術基準のほうを決め過ぎないことは、どの方法がワークするのかを少し広めに見ていきながらですので、おっしゃっていただいた債権譲渡の特例もそうです。また、事例でいうと多分、割賦販売法の与信審査でAIを使う話も、そちらは法改正自体していますが、広めの方法を認めて行われているかと思いますので、そういう形で実施していくことは新技術の入れ方としては合理的であり、性能規定化していくという言い方になるかもしれません。厚労省様のほうに今のことを踏まえてお伺いしたいのですが、私のほうでは先ほど申し上げたような論点というか、法制上の論点や、監督の難しさもある一方で、技術的には縛らないで、とはいえ、適切にワークするような技術を導入できるように、ある種サンドボックスという場所を使って性能を評価していきながら実質的に実施できる仕組みをつくっていくことは合理的に思うのですが、厚労省様のほうでどうお考えになれるかをお伺いしたいと思います。

○安念委員長 なかなか難しい御質問ですね。何か御見解はおありですか。

○鳥井審議官 お答えになっているかどうか分かりませんが、今回の結果は一定期間の営業をした結果でしかありませんので、それで直ちに何か一定の結論が出てくるとい

う類いのものではございませんし、あるいは乳に対する健康被害というのはそんなに毎回出るものではなくて、ただ、そうはいっても10年、20年の単位でいくと結構たくさんの方が入院するようなケースも出てきたりするので、なかなかタイムスパンで考えることは難しいのですけれども、いずれにしろどれくらい時間がかかるかというのも何を合理的な規制するかというところにもよるかと思いますので、そこは十分なすり合わせが必要かと思っております。

○安念委員長 ありがとうございます。

新事業特例をどういうふうに組み立て、利用していくかということについての一つの試金石になりそうなケースですので、ここはいろいろなところからお知恵を集めてやっていかなければいけないなということをつくづく感じました。落合先生、何かありましたらどうぞ。

○落合委員 ありがとうございます。

今の時点で直ちに判断できない部分もあるかもしれませんが、実際には実証を繰り返していくことで、抽象的に考えているだけですとなかなか新しいこともできないところがあると思いますので、むしろまだ詰まっていない部分があれば、それをさらに実証していくこともあります。例えばサンドボックスの中でも過去に国土交通省が重要事項説明書の書面などを電子化したりするときに100社くらい参加して実施していただいたことも過去にはありました。

今回はもう少し複雑な話ではあると思いますので、100社ということではないと思うのですが、そういう実証の中で解を見つけていければと思います。不動産取引の電子化というのはかなり重要な取引だとは思いますが、そういうものもできるようにしていったこともありますので、テーマ自体はちょっと違うところではありますが、ただ単に何となくというわけではなくて、制度に基づいて情報開示もしながら行っていく点にも着目していただいて、ぜひ今後検討して整理を進めていっていただきたいと思っております。私のほうからは以上です。

○安念委員長 ありがとうございます。まさにサンドボックスというのはそういうためにある入れ物ですね。板東先生、大変お待たせいたしました。

○板東委員 ありがとうございます。

私はたまたま乳業メーカーの社外取締役をやっているもので、その工場などに出かけていくのですけれども、かなり乳製品などに関しては清掃なども含めて衛生面はかなり神経質にやって万全を期しているというのを経験しております。

今回はそういった乳を扱うということのまさにサンドボックスとして実証実験をされたということなので、その結果としてのいろいろな御提案の中身もよく分かるのですけれども、例えば洗浄のレベルであったり、あるいは周辺にちょっと乳などがこぼれたものがあったりすると虫がくるとか、いろいろあるので、例えば清掃レベルとか、いろいろな意味でそこに物を置いておかなければいけないというのではないけれども、ある種の衛生面の

レベルを上げていかななくてはいけないというような配慮が無人店舗の場合は必要になってくるということはある得ると思うのですけれども、今回の実証実験でどの程度そういったものがいろいろなトライアルができたのか。

あるいは、先ほどのお話のように、今回は短い期間で限られた形だと思いますので、今後に向けて特例の中でいろいろなトライアルなり、知見の積上げというものもあるのだろうと思うのですけれども、そういう点で今回実証実験の中でこういった知見なりが得られたのかというところで、乳に関する話でちょっとお聞きをさせていただければと思います。

○安念委員長 山田さん、いかがでしょう。

○山田氏 かしこまりました。ありがとうございます。

おっしゃるとおり、我々もある意味、牛乳を扱う以上は衛生を担保するということろはしっかりやらなければいけないと思っております、いわゆる無人ですとか自動みたいなところのお話がよく挙がっているのですが、先ほど申し上げたように、人が必ず1日に1回行っているんですね。ですから、人が必ずそこは担保しているという考え方をしていまして、例えば自動で何かを用いて牛乳を提供する、牛乳を用いて何かを提供するということをしていたりはするのですが、それはコンビニに置いてあるようなコーヒーマシンと同じ位置づけかと思っております、消費者の方に届くまでのプロセスというところは少しコンビニさんとは違うかなと思っております、そもそもそういったものと基本は同等レベルでできていると思っております。

一方で、衛生上、問題のあることを認識して、それをトリガーに販売を停止する、予防する、防止する、誤提供を防止するというところに対しては人よりも衛生的である、衛生を担保できているというふうに我々としては考えております。ですから、人が目視でずっと温度状態を監視し続けることや、製品の状態を監視し続けるというようなことは基本的には不可能なのですが、無人の状態であればセンシングセンサーは裏切らないですので、そういった形で技術をもって、より人がやるよりも衛生を担保するということは可能かと思っております。

ですから、逆に言うと人と比べてどうかということが我々の目指している世界観でもあったりしますので、衛生状態もより安全に、味に関してもよりおいしくというところを、技術を用いてできればいいかとは思っていたりします。御質問いただいたことに回答できていますでしょうか。

○板東委員 ありがとうございます。そういう温度管理の問題とか、そういうものをむしろ今までの人がいる店舗以上にそんな取組ができているんだというようなお話がありましたので、ほかの部分も含めてそういったものを活用しながら実質上の衛生担保のレベルを上げていただくようなトライをさらに重ねていただければと思います。

○安念委員長 よろしゅうございますか。確かにリアルタイムで常時センシングできますからね。程先生、大変お待たせいたしました。

○程委員 ありがとうございます。少し応援メッセージになるかもしれませんが、できる

だけ早くサンドボックスでいろいろと実証を重ねて早く商業化していただきたい。社会的に重要なものはどんどん商業化してほしいと思うのですけれども、この取組は2年前ですよ。今はこういう状態で、ミルクの問題もまだ課題が残っている。

そんな中、少し大きな話になりますが、外国から日本に来る外国人がびっくりするものの一つが自動販売機で、こんなにたくさんあって、安全で、いつも冷たく、温かくなっている。あとは、日本はロボット大国なので、掛け合わせるとNew Innovationsさんがやられているような取組というのはまさに我々の強みが凝縮される領域だと思うんです。

私は飲料メーカーの顧問をやっていますが、簡単に言うと自動販売機を横に5台くらい並べて、その自動販売機1社ずつが1日に1回、場合によっては2回、ルートで補充し、メンテナンスも多少やっている。それで、飲料メーカーのほうも人手も足りないし、排ガスもたくさん出しているので、非競争領域として一緒にやっていこうじゃないかというような動きもあります。それで、大きなところだと5台くらい複数メーカーが並んでいるケースがあるので、このNew Innovationsさんのroot Cのスペースくらいは取れると思うんです。そういったところともいろいろと話しているのか、衛生上の問題も解決しないといけないとか、いろいろあると思うのですけれども、もう少しこれは加速しないといけないと思うし、やはり同業、または今、競合になっているかもしれませんが、これは経産省になってくるのかもしれませんが、そうした人たちともっともっとマッチングした上で何かWin-Winのソリューションができるのではないかという感想です。

そんな中でちょっとお聞きしたいのは、これはビジネスにしていけないといけない。今は10台しかできていない。私は報告書を全部読んでいないので分からないのですけれども、例えば技術的観点からこういうことを乗り越えないと駄目だと、セキュリティ、サーベイランスの領域、ネットワークの領域ですね。あとは、ビジネス的にユーザーは450円というプライシングで、スターバックスやコンビニと比べたらスターバックス寄りの価格帯だと思うのですけれども、価格の問題と、一番大事なのはどれくらいのスケールでビジネスとして成り立つのか。そのようなところも分かってきたと思うので、それは規制のサンドボックスの範疇ではないかもしれないけれども、最終的に規制のサンドボックスから商業化、日本をよくするサービスをどんどん提供してもらいたいという中、その辺のNew Innovationsさんの感想として、2年でここまでこないんだったらビジネス的には難しいなということなのか、同業というか、同じようなところの施設でいろいろな課題を克服してたくさん自販機を置いたところとのアライアンスとか、そのようなことをお考えになっているのでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○安念委員長 どうですか。企業秘密でしょうか。

○山田氏 まずプライシングみたいな観点から言うと、やはり我々は高品質なものを安価で提供できるというところが飲食業のFLRコストを変えていくことで実現できるのではないかと考えている部分はあります。

ですから、実は先ほどおっしゃっていただいた450円という金額よりは安い実売平均価

格で御提供はできていたりしますので、先ほどおっしゃっていただいたいくつかのコーヒーを提供される事業者様よりも安く御提供はできているかなと、それよりもよりよいものであるとも我々としては思っています。

一方で、やはりブラックだけしか扱えない、いわゆるブラックコーヒーだけしか扱えないというところは非常にビジネス上苦しい部分がありまして、このままだと恐らくビジネスとしては成り立ちませんので、何らか考えなければいけないなと思っていたりします。それはあくまでも牛乳ということだけではなくて、それ以外にも扱える商品のラインナップというのは拡充していくことで対応はできるかなと思っていたりもするのですが、一つ重要なことであるというのは先ほど申し上げた、半数以上は牛乳関連メニューを購入されたということからすると非常に重要なことかと思っています。

一方で、我々は実は自動販売機ベンダーさんとか、自動販売機を作られているメーカー様ですとか、先ほどおっしゃっていただいたようなコーヒーチェーンさんですとか、あとはコンビニ様ですとか、コーヒーという領域を扱っていらっしゃる会社さんと結構幅広くお話しする機会は多いです。

ただ、まずは技術的に乗り越えなければいけない領域というのは、我々はほぼ解決していると思っていて、あとはビジネス面のお話ですとか、扱える商品をどのように増やしていくか。それで、そのビジネス面を達成するかというところの論点をまず解決しないと、スケールアップしていけないのではないかなと思っているところもございまして、アライアンスっぽく何かを推進していくということ自体はお話しはしているものの特に実施はしていない状況でございます。

それで、我々としては日本全国にこれを届けなければいけないと思っていますので、2030年までに2,500店舗出店したいと思っておりますが、それを達成するためには様々なお力添えはいただきたいと思っていて、そういう面でお話しはしてたりするのですが、まず直近の課題に関しては解決しないとそこにたどり着かないかなと思っています。

○官澤氏 1点だけ、先ほどスピード感というお話もいただきましたけれども、おっしゃるとおり実証自体は2年前に行っていて、特例のお話というのも1年前には少し頭出しさせていただいていたところもございます。

それで、やっとここまでたどり着いたところではあるのですが、ここからまた半年とか1年とか時間がかかってしまうと、やはりビジネスのスピード感というところでは懸念している部分もありますので、なるべく我々もいろいろ御協力しながら議論はさせていただきたいと思っているので、前向きに進めていただけるとありがたいと思っています。

○程委員 分かりました。時間もありますので、ありがとうございました。

○安念委員長 ありがとうございます。

最後の官澤さんの意見は、ビジネスとしては誠に勘どころですね。鬼頭委員どうぞ。

○鬼頭委員 今の日本における規制改革や事業環境の変化のスピードに関連した質問なの

ですが、スタートアップの立場からすると規制改革の推進だけでなく市場選定という選択肢もあると思っています。先ほど程先生がおっしゃっていたように、日本固有のこうした技術はまだまだ海外でも競争力があるところだと思っています。もちろん衛生管理のような普遍的な要請には当然どの国にいても対応する必要がありますが、事業を加速させるために市場を変えるという選択肢も検討されていたりするものではないでしょうか。

○安念委員長　どうぞ。

○山田氏　実は海外からの問合せというのは多くて、やはりアジア圏ですとか、アゼルバイジャンですとか、あとは中東圏ですね。サウジアラビア、UAE、その他様々な国からお問合せはいただいています、ある意味、資金や、そういう規制に関しては緩和する余地、ないしは補助する余地はあるので来てくれないかというような話もいただいているのですが、やはり我々としては日本という国でまずはやりたいという気持ちがありまして、まずは日本でやりたいと思っております。

日本が技術大国であるというようなところは我々の会社としては誇りに思っている部分でありますし、いわゆる製造業としてのいろいろな御助言も我々はいただいていたって、銀行さん、メーカーさんをはじめとして御支援いただいている部分はあるので、そういった方々の期待に応えたいという部分もあったりしますので、可能であれば日本からやりたいなと思っているのですが、ビジネス的にはもちろん海外との話というのは並行して検討はしています。

○安念委員長　ということだそうでございます。どうもありがとうございました。一わたり御発言はいただきましたでしょうか。

経産省さん、何かもし御見解がおありになれば伺います。

○富原室長　初めてこの委員会に出席させていただきました。ありがとうございます。

まさに人手不足というのは本当にテーマになっていまして、全国津々浦々、どの業種がというよりは全業種にわたって今、課題になっているので、それに当たってこういった新しい技術や、センシングで人よりもさらにというところは今おっしゃったと思うんですけども、あるいは新しいサービスモデルによってチャレンジをしていくということはすごく重要だと思っております。

それで、支援に関しても厚労省さんはすごく前向きに検討いただいておりますので、まさに日本でこういった新しいモデルをやっていく、それに当たっての規制面も含め、あるいは程先生がおっしゃったようなビジネス面を含めてしっかりと応援していくということをつくっていききたい。2年かかっているということですので、何とか早く成就させたいと思いますので、皆様御協力をよろしくお願いします。

○安念委員長　ありがとうございました。

それでは、事業者と主務省庁の皆様はここで御退席をお願いいたします。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。（申請者、主務省庁退室）

○安念委員長　それでは、事務局より当委員会の対応について御説明をお願いいたします。

○岡田企画官 ただいまの案件について、事業者のNew innovations、及び主務省庁から説明がありました。委員の皆様におかれましては、当委員会として今後の対応、フォローアップについて御意見があればお願いいたします。

○安念委員長 それでは、お諮りをしたいと存じます。当委員会として、本案件について今後も必要に応じ、主務大臣等に対して報告を求め、フォローアップを継続していくことといたしたいと存じますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」と声あり）

○安念委員長 ありがとうございます。それでは、当委員会として採用を決しました。

私の取り裁きが悪くて、時間が延長してしまいまして大変恐縮でございました。活発に御審議をいただきましてありがとうございます。

続いて、事務連絡に移りたいと思います。事務局より御説明をお願いいたします。

○岡田企画官 事務連絡ですが、次の委員会の開催日については追って事務局より御連絡させていただきます。

事務連絡は以上です。

○安念委員長 それでは、本日の委員会を終了いたします。委員の皆さんどうもありがとうございました。